

第1条 この会は〇〇小学校PTAと称し、事務所を同校内に置きます。

第2条 この会は、保護者と教職員が相互に連携・協力してすべての児童の健全で幸福な成長をはかることを目的とします

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、学校の教育方針のもとに、次の活動を行ないます

- (1) 児童の学校での教育活動を支援します
- (2) 保護者間の情報交換を円滑に行い、学校の教育活動やこの会の活動の広報を行います。
- (3) 児童によりよい生活学習環境と安全を構築します
- (4) 子育てのための学びやレクリエーションの機会を設けます
- (5) 地域の住民と学校関係団体との連携を深めていきます
- (6) その他、本会の目的達成のため必要と認める活動を行いますとを目的とします

第4条 この会は、次の方針に従って運営されます

- (1) この会は、〇〇小学校に在学する児童の保護者、および同校に勤務する教職員の自主的な参加によって運営されます
- (2) すべての保護者と教職員の人権を尊重し、民主的で公正な運営を行います
- (3) 保護者による活動はボランティアで行われますが、会員の相互扶助と信頼、感謝によって活動が支えられています
- (4) 学校の教育方針を教職員と保護者が共有し、保護者にとっても有意義な活動を目指します
- (5) 特定の信条や政党、宗教にかたよることなく、また営利のみを目的とする活動は行いません

第5条 この会の会員は会費を納め、その額は別に定めます

第6条 この会の活動に要する経費は会費およびその他の収入をもって充てます

第7条 この会の経理は、総会において議決された事業計画と予算に基づいて行なわれます

ただし、やむを得ない事情において運営委員会が承認した場合は、その限りではなく、後日総会の承認を得るものとします。

第8条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、事業報告とともに承認を得なければなりません

第9条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日に終わります

第10条 学校長は、顧問とし、次に定める会議に参加して意見を述べることができます

第11条 この会に次の役員をおきます

(1) 本部役員

会長 1名

副会長 3名以上（うち1名は教師とする）

会計 1名以上

庶務 2名以上

(2) 理事

各活動部の部長あるいは学級長と副部長の2名とします

第12条 役員の仕事は次のとおりとします

- (1) 会長は本会を代表し、各種会議を招集し、役員選考委員会、会計監査委員会を除く各種会議に出席し意見をのべることができます
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行します
- (3) 会計は本会の会計事務を処理します
- (4) 庶務は本部役員会、運営委員会の議事を記録管理し、運営委員会の議事は全会員に広報します
- (5) 理事は本部役員とともに運営委員会を構成し、各組織で立案された事業計画ならびに予算案の審議検討、総会に提出する報告書および議案書の作成、総会委任事項の処理、本部役員に欠員を生じた場合の補充、その他会長が必要と認めた事項の審議をします

第13条 会長に欠員が生じたときは、副会長が互選により昇格します

第14条 本部役員・理事および部員の任期は1か年としますが、再任は妨げません

第15条 この会は次の活動部において本会の目的を達成します

- (1) 学校教育支援部 保護者と教職員が連携・協力して学校教育を支援します
- (2) 環境安全部 児童のよりよい教育環境と安全を構築します
- (3) コミュニティ部 子育てのための学びやレクリエーションを行います
- (4) 広報活動部 学校の教育活動とこの会の活動についての情報を広報します
- (5) 育成会部 地域における児童のための諸活動を行ない、あわせて学校関係団体との連携・協力を図ります

第16条 各活動部には次の役員をおき、会員の自主的な参加をもって活動します

- (1) 学校教育支援部 各学年に部長1名 副部長2名以上とします
- (2) 環境安全部 部長1名 副部長2名以上とします
- (3) コミュニティ部 部長1名 副部長2名以上とします
- (4) 広報活動部 部長1名 副部長2名以上とします
- (5) 育成会部 各通学区域に割り振られた支部の支部長から育成会部長1名と副部長2名を選出します

第17条 役員・理事は、次のように決定されます

- (1) 本部役員は役員選考委員会によって推薦され、総会において承認されます
- (2) 理事は、各活動部役員より部長と副部長1名とします  
ただし、総会までに決定しない場合、後日選出後に連絡をもって決定とします
- (3) 活動部役員は、会員の中から自主的な参加を募り、互選して決定します
- (4) 本部役員、活動部役員の任期はなく、再任を妨げるものではありません
- (5) 活動部役員が総会までに決定しない場合、後日選出後に会員への連絡をもって決定とします  
ただし、それまでに活動が求められる場合、本部役員が代わって行うことができます

第18条 この会においては、次の会議を開催します

- (1) 総会 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関です  
定期総会は、5月に実施します  
総会は、委任状・オンライン参加・書面議決書を含め会員の三分の二以上の出席で成立  
します  
また、総会の議事は出席者の過半数で決するものとします

臨時総会は、必要に応じて、運営委員会あるいは会員の10分の1以上の同意があれば開催できます

(2) 本部会 会長・副会長・会計・庶務から成り立ちます

必要に応じて、会長の求めによって随時開催することができます

(3) 運営委員会 本部会に理事を加えたものとします

常時の議決機関で、必要に応じて、会長の求めあるいは運営委員会の構成員の4分の1以上の求めによって開催します

運営委員会の定足数は構成員(オンライン参加も含む)の2分の1以上とし議事は出席者の過半数をもって決めます

構成員が参加できない場合、委任状をもって出席とすることができます

第19条 この会の経理を監査するために、2名以上の会計監査委員を置きます

第20条 会計監査委員は、役員選考委員会によって推薦し、運営委員会で審議し、総会にて承認されます

第21条 会計監査委員は、会計を監査しその結果を総会に報告します

第22条 会計監査委員の任期は1年とする

第23条 (1) この会の本部役員および監査委員を選出するために役員選考委員会を置きます

(2) 役員選考委員選出にあたっては各学年・各支部及び教師の各会員の中より互選によって決定されます

第24条 役員選考委員会の構成および任務は次のとおりとする

(1) 役員選考委員会は、本部役員代表1名、各支部代表1名、各学年代表1名、教職員代表1名とします

(2) 委員は互選により委員長を選出します

(3) 委員会は本部役員の候補者をあげ、その同意を得て運営委員会に報告します

第25条 役員選考委員会は本部役員の候補者を推薦し、その氏名を運営委員会通知します

第26条 役員選考委員は本部役員の決定と同時にその任を終わります

第27条 PTA 活動および支部のために必要な規約は、本会の会則に反しない範囲で活動部および支部が定めるものとします

第28条 この会は、取得した個人情報を次の目的で利用します

(1) 会費の納入管理のため

(2) 活動における行事等の案内、参加者の確認、傷害保険等への加入のため

(3) 会員からの問い合わせに対応するため

(4) 活動の企画・検討・連絡調整のため

(5) 役員・委員の選考・選出のため

(6) 役員名簿作成のため

(7) 児童の安全確保の活動のため

第29条 この会は、次の個人情報を第29条に定めた利用目的を示した上で、会員から取得します

(1) 会員氏名

(2) 児童氏名

- (3) 児童クラス
- (4) 会員所属支部名
- (5) 会員電話番号
- (6) 会員メールアドレス

第30条 この会が取得した個人情報は、会長または会長が指定する役員が保管します

また、役員・委員以外の者が閲覧できないよう、また第三者への漏えい・流出のないよう適切に管理を行います

この会の役員・委員は個人情報の重要性を理解し、その取り扱いには十分注意を払わなければなりません

- (1) 紙ベースの個人情報は、施錠できるロッカーで保管します
- (2) 電子データの個人情報は、電子記録媒体に保存し、施錠できるロッカーで保管します
- (3) 不正持ち出しがないよう適切に管理します

第31条 この会は、第28条に定めた目的を達成するため、本人の同意を得た上で取得した個人情報を学校・支部へ提供します

それ以外の第三者に対しては、次に掲げる場合を除き、保有する個人情報を第三者へ提供しません

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人命に関わる場合で本人からの同意を得るのが困難なとき
- (3) 業務を委託する場合

第32条 この会が保有している個人情報については、本人から開示又は訂正等の請求があった場合は、この会は遅滞なく対応しなければなりません

請求は書面に必要事項を記入の上、この会へ申し出るものとします

第33条 会員は提供した個人情報に変更が生じた場合は、遅滞なくこの会に届け出るものとします

第34条 この会は、保有している個人情報を利用する必要がなくなったときは遅滞なく廃棄するものとします

第35条 本会の運営に関し必要な細則の制定改廃については、運営委員会の議決を経てその結果を次期総会に報告しなければなりません

第36条 この会則は、総会において出席者の三分の二以上の賛成がなければ改正することができません  
また、改正案は、総会の開催の少なくとも7日前に全会員に知らせておかなければなりません

第37条 この会則は、令和〇年〇月〇日から施行する

組織図

